

【じんけん 64 音声データ】

新型コロナウィルスの中で、共に暮らす社会に向けて

新型コロナウィルス感染症が流行し始めてから 1 年以上経過した今もなお、感染症拡大が収束するメドは立ちません。ステイホーム生活で拡大した雇用不安や DV・虐待など、もともと存在していた人権問題が助長されたり、新たな差別が生まれたりしています。私たちは今後、新型コロナ感染症の存在を前提とした「with（ウィズ）コロナ」（コロナとの共存）時代を生きていかねばなりません。誰もが感染症当事者になりうることを前提に、どう不安と向き合うか、人や社会との関係をどう結びながら生きていくかが、私たちに問われています。

第 37 回、落書き一掃運動、11 月

10 月 1 日から 10 月 31 日にかけて、区内の各事業所等により、落書き一斉消去運動を開きました。

また、同運動の一環として毎年開催している人権啓発市民学習会は、11 月 12 日（木曜日）に浪速区役所 7 階にて「どう生きる？With（ウィズ）コロナでの命と暮らし」新型コロナウィルス感染症拡大と人権を考える、と題して、一般財団法人アジア、太平洋人権情報センター研究員の藤本伸樹（ふじもと のぶき）さんの講演を聞きました。

今回、初めて Microsoft Teams（マイクロソフトチームズ）でのオンライン受講を可能としたため会場に来ることの難しい多くの方々にも参加していただくことができました。

地域ふれあいセミナー、2 月（オンライン開催）

令和 3 年 2 月 9 日（火曜日）14 時から 15 時 30 分まで、Microsoft Teams（マイクロソフトチームズ）での生配信をオンライン受講していただきました。（大阪市人権啓発推進員浪速区連絡会と浪速区役所との共催）

テーマは、「新型コロナ社会と高齢者の人権」と題して講師に桃山学院大学社会福祉学部社会福祉学科の名誉教授、石田易司（いしだ やすのり）さんをお招きして行いました。高齢者と多世代とが、お互い見守り合い支えあう豊かな暮らし。そんなまちづくりを地域でどう進めるのか、一緒に考える機会になりました。また、収録動画については、後日、オンラインで視聴できるようアーカイブ配信しました。（公開期間は 2 月 19 日から 3 月 31 日まで）

浪速区人権啓発推進協議会、人権尊重のまちづくりをめざして、

浪速区人権啓発推進協議会は、基本的人権の尊重を理念とする憲法の趣旨に沿い、区民の人権意識の確立と高揚を図り、人権尊重の明るいまちづくりを目的として、区内の各種団体ならびに官公署の代表等で構成された組織です。浪速区役所と連携しながら、区民のみなさん、区内各種団体のご協力をいただき、啓発活動、講演会、研修会などを実施しています。また、地域の人権啓発の担い手である人権啓発推進員の育成も図っています。

浪速区人権啓発事業、この1年の主な活動

「大阪市人権啓発推進員浪速区連絡会」の活動

浪速区には、27名の大阪市人権啓発推進員（市内の概ね各小学校区単位に設置）がおり、地域における人権啓発の推進と、人権相談への協力などの活動を行っています。市人権啓発推進員浪速区連絡会は、市・区及び区人権啓発推進協議会と連携し、研修会や街頭啓発活動など、様々な人権啓発活動に取り組んでいます。

啓発ポスターの配布。のぼり掲出 5月・12月

憲法週間（5月1日から7日まで）および人権週間（12月4日から10日まで）に合わせて区内関係機関・事業所および主要駅に啓発ポスターの配布、掲出をお願いし、人権の尊重を呼びかけました。

ナニワ区民まつりオンライン「ON おん祭」 10月

10月4日（日曜日）スタート

今回のナニワ区民まつりは、「ON おん祭」と題してオンラインで開催されました。

その中で「誰一人取り残さない社会の実現を目指して」と題して浪速区役所・浪速区人権啓発推進協議会の取組みをWEBウェブ動画配信しました。

ナニワ区民 文化アンドこども ON オン祭

令和3年3月13日から14日オンライン動画配信

「浪速区民文化祭」と「こどもカーニバル」がコラボした取組みの一環として、人権啓発動画のオンライン配信を行いました。

第36回 2020たいしうる人権展

ダイバーシティ～子どもの笑顔が輝くまち～

「読む」「見る」「聞く」新たなスタイルの人権展

この人権展は、1983年2月の「大浪橋差別落書き事件」を契機として、人権問題の早期解決を願い、1985年12月に通天閣で「第1回なにわ人権展」を開催し現在は、浪速・大正・港・西の4区役所の主催で「地域人権展協力者会議」と協力して開催しているものです。

新型コロナウィルスの感染を拡大させない取り組みの中で、今回は、「読む人権展」「見る人権展」「聞く人権展」として会場参加型ではない新たなスタイルで工夫を凝らした試みを展開しました。

「読む人権展 STEY HOME JT」配布期間 11月1日から11月30日まで（1か月）
新型コロナウィルスの感染を拡大させない取り組みのメインとして、区内全戸に4ページで構成された人権に関するイベント情報・人権情報を届けするタブロイド紙を作成し配布しました。

「見る人権展」上映期間 11月28日から12月11日まで（2週間）
西区九条にある映画館「シネ・ヌーヴォ」にて、たいしょう人権展コラボ上映として、障がい者や家族に焦点を当てた作品「普通に死ぬ」「種をまく人」を特別鑑賞料金にて鑑賞できるようにしました。区長メッセージ動画上映や、映画鑑賞者を対象にしたオンライン交流会も開催しました。

「聞く人権展」放送期間 11月30日から12月11日まで（15日間）
コミュニティFM「YES-fm」にて特別番組を5日間連続で放送しました。番組内でコラボコーナー「人権って○○なんだよ本当は」として、日替わりで人権問題に取り組んでおられる方々にゲスト出演していただき、様々な角度から改めて人権の意味を考えました。映画監督がラジオのゲストとして出演、中高生の人権標語やハッシュタグ等を放送することで、特別番組への誘導を図りました。

同和問題（部落差別）の解消に向けて

同和問題（部落差別）とは、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、今なお日常生活のうえで様々な差別を受けるなど、わが国固有の人権問題です。

「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成28年2016年制定）

- ・現在も同和問題（部落差別）が存在していることを確認しつつ、インターネットの普及により情報が拡散し差別がより深刻化している状況を踏まえ制定されました。
- ・部落差別の解消に関する施策を講ずる国・地方公共団体の責務を規定し、相談体制の充実や人権教育・人権啓発に取り組むことが定められています。
- ・しかしながら、本市職員が、公共交通機関の施設において、複数回にわたり、同和問題（部落差別）に関する落書きを行ったことが平成31（2019）年3月に判明しました。

差別解消と人権行政推進に取り組むべき立場にある本市職員が差別落書きをするといった公務員としてあるまじき非違行為を行ったことは、到底看過できず、浪速区役所としても重く受け止めています。

「このようなことを二度と発生させない」という強い決意のもと、再発防止に努めるとと

もに、部落差別をはじめとする人権問題を断固として解消・根絶する姿勢で取り組んでまいります。

人権を考える区民のつどい

8月27日・30日・31日と9月1日、4日の5日間にわたり、浪速区役所7階において新しい視点から「現代の人権問題」について考えるDVD上映会を開催しました。これは以前、NHKで放送されたもので外国人や当事者の視点から部落差別を考えることができるものになっています。今回は、新型コロナウィルス感染拡大防止のため、当日参加者に検温や連絡先等の記入もお願いして万全の対策で臨みました。

人権にかかわる相談窓口

大阪市人権啓発・相談センター

(大阪市西区立売堀4-10-18 阿波座センタービル1階)

面接又は電話・メールでの相談(無料)

電話番号 06-6532-7830

ファックス番号 06-6531-0666

平日は9時から21時まで

日曜・祝日は9時から17時半まで

※受付は、相談時間終了の30分前です

※土曜・年末年始(12月29日から1月3日)・施設点検日は休業

※メール相談は、大阪市ホームページより「メール・人権相談」で検索

浪速区役所市民協働課(教育・学習支援)6階61番

電話番号 06-6647-9743

ファックス番号 06-6633-8270

平日は9時から17時半まで

※土曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日から1月3日)は受付できません

どのような落書きでも、放置していると新たな落書きを生み、そして人を傷つける落書きへと発展します。落書きのないまちをみんなの力でつくりましょう。

差別落書きや差別落書きをしている人を発見したら、ただちに次の連絡先にご連絡ください。

連絡先 浪速区役所市民協働課、電話番号 06-6647-9743

大阪市人権啓発・相談センター、電話番号 06-6532-7651